

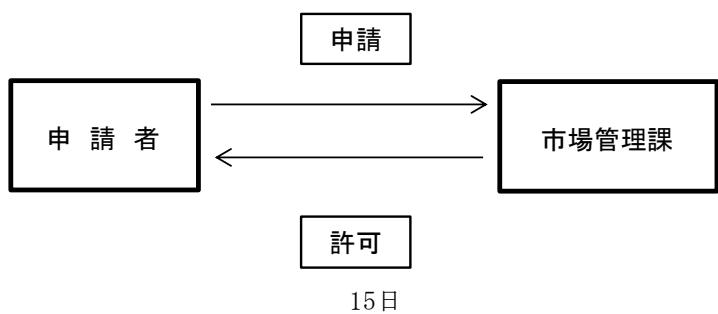
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 49

処 分 名	市場施設の原状変更の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設水産卸売市場の市場施設の原状変更を許可する。	
根 抱 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第65条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	未設定	
【根拠法令等】 松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (原状変更の禁止) 第65条 使用者は、増改築、模様替等をすることにより、市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。 2 使用者が前項ただし書の規定により市場施設の原状に変更をえたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。